

申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請（入所申請）にあたって、次の事項に同意の上、申請してください。

1. 給付認定申請について

- (1) 申請内容が事実と相違した場合（提出書類の偽造・改ざん等を含む）は、苫小牧市が給付認定及び入所又は入所の内定を取り消すことがあります。
- (2) 苫小牧市外から転入予定の方について、給付認定保護者が入所日までに苫小牧市に転入しなかった場合は、苫小牧市が給付認定及び入所又は入所の内定を取り消すことがあります。
- (3) 申請時点、入所決定時点から世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに変更申請の届出を行ってください。変更申請の届出が遅れた場合、認定や入所調整、利用者負担額（保育料）等に影響することがあります。

2. 入所申請及び入所後の注意点について

- (1) 申請に必要な書類は、原則、すべてそろえた状態で提出してください。なお、保育を必要とする理由の証明書類（就労証明書等）を申請の締切日までに提出できなかった場合は、保育の必要性が確認できないため、入所調整時の優先度が求職活動と同様になります。
- (2) 入所の内定を正当な理由なく辞退した場合、同一年度内におけるその後の当該施設の入所調整において、優先順位が下がる等の影響が出ることがあります。
- (3) 申請後に入所する必要が無くなった場合は、速やかに連絡し、申請を取り下げてください。取り下げの連絡等が無い限りは、申請年度の3月1日入所まで入所調整の対象となります。
- (4) 認可保育施設で行う面接で「児童を安全に保育できる」と判断された場合のみ、入所を決定します。なお、入所日は毎月1日付けです。
- (5) 入所後1週間～2週間程度は午前保育（ならし保育）となります。ただし、個人差があるため、1か月以上かかる場合もあります。
- (6) 認可保育施設は、保護者が日中、家庭保育ができない時間に限り利用することができます。保護者の保育を必要とする理由が「就労」の場合は、就労時間＋送迎時間がお子さんを預けることのできる時間です。両親のどちらかが仕事が休みの場合（土曜日も含む）は、原則預けることはできません（認定こども園の3歳クラス以上児における幼児教育の時間を除く）。
- (7) 保護者の保育を必要とする理由が「その他（育児休業）」で入所する場合は、入所日から2か月以内に復職してください。2か月経っても復職できなかった場合は、原則退所となります。
- (8) 長期（連続して1か月程度）にわたり欠席が続く場合は、保育の必要性がないと判断し、原則退所となります。
- (9) 入所中に保護者が苫小牧市外へ住民票を異動した場合は、苫小牧市での給付認定が切れるため、原則退所となります。ただし、単身赴任等、保護者が1人でも市内に残る場合は、給付認定保護者の変更をすれば給付認定及び入所の継続は可能です。
- (10) 入所後、何らかの理由により転園したいという希望がある場合は、転所届を提出してください。ただし、入所していない児童を優先して入所調整するため、転園の調整は難しいです。毎年度希望した場合であっても、卒園まで転園できないこともあります。
- (11) 小規模保育施設は、0歳児から2歳児までを対象とした保育施設です。年度途中で3歳に達した場合は当該年度末に卒園となります。その後も他の保育施設の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。なお、再度入所調整を行うため、利用を希望する保育施設の空き状況等によっては、入所が保証されるものではありません。

3. 利用者負担額（保育料）等の算定について

- (1) 父母が一定の収入に達していない場合は、同居の扶養義務者等の税額を合算して決定することがあります。
- (2) ひとり親世帯で同居するパートナーの方がいる場合は、当該同居者の税額を合算して決定します。
- (3) 毎年4月～8月と9月～翌年3月で算定に必要な市民税の課税年度が替わるため、再度算定を行います。税額によっては、入所途中で利用者負担額（保育料）が上がったり、免除対象だった副食費が免除対象外へ変更となることがあります。
- (4) 市民税の申告がない場合、利用者負担額（保育料）等が最高階層で算定されることがあります。また、税の修正申告等により課税額が変更になった場合は、利用者負担額（保育料）等が遡って変更（追徴又は還付）されることがあります。